

次のとおり換地処分をした旨、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十四条第三項の規定によつて、届出があつた。

令和二年六月二十二日

広島県東部農林水産事務所長 石 田 良 二

事業主体	福山市	地 区 名	事 業 名	換 地 処 分 年 月 日
風呂			区画整理事業	
				令和二年六月九日